

大和市告示第83号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、大和市渋谷学習センターの使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年4月16日

大和市長 大 木 哲

- 1 受託者の名称     アクティオ株式会社  
                          代表取締役社長 植村 敏明
- 2 受託者の所在地   東京都目黒区下目黒一丁目1番11号 目黒東洋ビル4階
- 3 委 託 期 間       平成25年4月1日から平成26年3月31日まで